

⑤ 農業水利施設電力価格高騰対策事業を実施します

問・申 農政課(内線 529)

この事業は、農業水利施設の電気料金高騰により影響を受けている土地改良区および土地改良事業実施地区における水利施設維持管理組合等の費用負担軽減、および農業経営の安定化を図るため実施するものです。

対象 下記のいずれにも該当するもの

1. 市内に受益地を有する農業者が構成員となる土地改良区および水利施設維持管理組合等であること
2. 土地改良事業実施地区であること

必要書類

1. 令和3年4月から令和3年9月までの電気料金および支払いが確認できる書類
2. 令和4年4月から令和4年9月までの電気料金および支払いが確認できる書類
3. 受益地および農業水利施設の位置がわかる図面
4. 構成員名簿(任意のものでも可)
5. 振込先の通帳のコピー

※団体の代表者と口座名義が異なるときは委任状が必要です。

申請方法 窓口で直接申請してください。必ず事前にお問い合わせください。

申請期間 1月16日(月)～2月15日(水)

⑥ 道路に張り出している枝などの剪定をお願いします

問 県道および国道355号について：茨城県水戸土木事務所道路管理課 TEL 029-225-4061
市道について：管理課(内線 580)

樹木の枝や生垣、雑草が道路上に張り出したり覆いかぶさったりすると、通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因にもなりかねません。また、強風や大雨により樹木が倒れ、道路を寸断するなどの影響が考えられます。

このような事例が原因で事故が発生した場合には、樹木等の所有者に責任が問われる場合がありますので、定期的な枝等の「剪定・刈り込み」をお願いします。

- ・民法第717条では、土地の工作物(竹木)の占有者および所有者の責任について定められています。
- ・道路法第43条では、道路に関する禁止行為について定められています。

交通事故等を未然に防止し、安全かつ安心な道路環境の保全にご協力をお願いします。

作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力またはNTTに連絡してください。
2. 作業にあたっては、通行する車両・自転車・歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止などに十分ご注意ください。
3. 道路交通を止めて作業する場合は、道路交通法に基づく手続きが必要になりますので、事前に笠間警察署へご相談ください。

